

〇いみず市民交流プラザ条例施行規則

令和元年12月20日

規則第47号

射水市小杉社会福祉会館条例施行規則(平成17年射水市規則第49号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、いみず市民交流プラザ条例(令和元年射水市条例第45号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により、いみず市民交流プラザ(以下「プラザ」という。)の使用の許可を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、いみず市民交流プラザ使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による使用許可の申請は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の6月前の月の初日から使用日の前日までの間に行わなければならない。ただし、市長において相当の理由があり、かつ、プラザの使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条第1項の規定による使用許可の申請について、その使用を許可したときは、いみず市民交流プラザ使用(許可変更)許可書(様式第2号。第5条第4項において「許可書」という。)を申請者に交付するものとし、その使用を許可しないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

2 申請に係る使用許可の順位は、申請の順序による。ただし、市長が公用又は公共のために特に必要と認めたときは、この限りでない。

3 前項(ただし書を除く。)の規定にかかわらず、プラザの同一施設を同一日の同一時間に使用したい旨の申請が複数の申請者から同時に行われたときは、当該申請者間の協議又は抽選により申請の順位を決定するものとする。

(使用の変更)

第4条 前条第1項の規定によりプラザの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用内容を変更しようとするときは、使用日の3日前までにいみず市民交流プラザ使用許可変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前条第1項の規定は、前項の規定により使用内容の変更を許可する場合に準用する。

(使用料の減免)

第5条 条例第10条の規定による使用料の減免(以下この条において「減免」という。)の範囲及び割合は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 減免を受けようとする使用者は、使用許可の申請と併せて市長に減免を申請しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、その結果を許可書の交付と併せて通知するものとする。

(使用料の還付)

第6条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げる区分に應じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 使用者の責めに帰することができない事由により使用できなかったとき 全額
 - (2) 使用者が、使用日の3日前までに、当該使用許可の変更を申請した場合において、市長が相当の事由があると認めたとき 80パーセントに相当する額
- 2 前項の規定により算出した還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - 3 使用料の還付を受けようとする使用者は、いみず市民交流プラザ使用料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
 - 4 市長は、前項の規定による使用料の還付の申請について、その還付を決定したときは、いみず市民交流プラザ使用料還付決定通知書(様式第5号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用後の点検)

第7条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちにその旨をプラザの職員に届け出て、点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第8条 使用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれがある行為をしないこと。
- (2) 使用許可を受けていない施設及び附属設備を利用しないこと。
- (3) 敷地内で喫煙し、又は所定の場所以外で飲食しないこと。
- (4) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を持ち込まないこと。

(6) 許可を受けないで、敷地内で次に掲げる行為をしないこと。

ア 物品販売その他の営業行為

イ 金品の寄附、募集等の行為

ウ 広告物を掲げ、又は宣伝ビラ等を配付する行為

(7) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。

(損傷及び滅失の届出)

第9条 使用者は、プラザの施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨をプラザの職員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第10条 条例第16条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にプラザの管理を行わせる場合における第2条から第4条までの規定の適用については、第2条中「条例第6条第1項」とあるのは「条例第17条第2項の規定により読み替えて適用する条例第6条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条及び第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第11条 前条の場合における第5条及び第6条の規定の適用については、第5条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第10条」とあるのは「条例第19条第5項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第11条ただし書」とあるのは「条例第19条第6項ただし書の規定により準用する条例第11条」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第12条 前2条の場合における様式第1号から様式第5号までの様式の適用については、これらの様式中「射水市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、プラザの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年2月12日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 プラザの使用に係る許可の申請その他の必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表(第5条関係)

減免の範囲	割合
1 市又は市の機関が主催する場合	10割
2 市又は市の機関が共催する場合	5割
3 構成員の半数以上が市内に住所を有する身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けた者で構成する団体であって、当該団体が団体使用する場合	10割
4 構成員の半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者で構成する団体であって、当該団体が団体使用する場合	5割
5 市長が特に必要と認める場合	5割又は10割でその都度市長が定める割合

様式第 1 号（第 2 条関係）

いみず市民交流プラザ使用許可申請書			
射水市長		年 月 日	
申請者 住所又は所在地.....			
氏名又は団体名.....			
代表者氏名.....			
担当者氏名.....			
連絡先.....			
いみず市民交流プラザを使用したいので、いみず市民交流プラザ条例施行規則第 2 条第 1 項の規定により申請します。			
申請内容	使用期間	年 月 日（ ） ： ～ ：	
	使用施設	☐ ふれあいホール 1 ☐ ふれあいホール 2 ☐ 研修室 ☐ キッチンスタジオ ☐ ミーティングルーム ☐ 和室 1 ☐ 和室 2 ☐ 会議室 1 A ☐ 会議室 1 B ☐ 会議室 2 A ☐ 会議室 2 B ☐ 別館ホール ☐ 別館和室 1 ☐ 別館和室 2	
	使用目的		
	使用予定人数		営利目的 ☐ 有 ☐ 無
特記事項			

使用料の減免を受けたいので、いみず市民交流プラザ条例施行規則第 5 条第 3 項の規定により申請します。	
減免申請の理由	☐ 市又は市の機関が主催する事業に使用するため。 ☐ 市又は市の機関が共催する事業に使用するため。 ☐ 構成員の半数以上が市内に住所を有する身体障害者手帳等の交付を受けた者で構成する団体であって、当該団体が団体利用するため。 ☐ 構成員の半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者で構成する団体であって、当該団体が団体利用するため。 ☐ その他（ ）

使用料	時間 × 円 / 時間 = 円
-----	-----------------------------------

いみず市民交流プラザ使用（許可変更）許可書			
		第	号
		年	月 日
申請者 住所又は所在地.....			
氏名又は団体名.....			
代表者氏名.....			
担当者氏名.....			
連絡先.....			
いみず市民交流プラザの使用について、いみず市民交流プラザ条例施行規則第3条第1項の規定により施設の使用（許可変更）を許可します。			
射水市長 印			
許可内容	使用期間	年 月 日（ ） ： ～ ：	
	使用施設	☐ ふれあいホール1 ☐ ふれあいホール2 ☐ 研修室 ☐ キッチンスタジオ ☐ ミーティングルーム ☐ 和室1 ☐ 和室2 ☐ 会議室1A ☐ 会議室1B ☐ 会議室2A ☐ 会議室2B ☐ 別館ホール ☐ 別館和室1 ☐ 別館和室2	
	使用目的		
	使用予定人数		営利目的 ☐ 有 ☐ 無
特記事項			

いみず市民交流プラザの使用料の減免に係る申請について、いみず市民交流プラザ条例施行規則第5条の規定により減免（却下）することとします。	
減免の理由	☐ 市又は市の機関が主催する事業に使用するため。 ☐ 市又は市の機関が共催する事業に使用するため。 ☐ 構成員の半数以上が市内に住所を有する身体障害者手帳等の交付を受けた者で構成する団体であって、当該団体が団体利用するため。 ☐ 構成員の半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者で構成する団体であって、当該団体が団体利用するため。 ☐ その他（ ）
却下の理由	

使用料	時間× 円／時間＝ 円
-----	-------------------------------

様式第3号（第4条関係）

いみず市民交流プラザ使用許可申請書			
射水市長		年 月 日	
申請者 住所又は所在地.....			
氏名又は団体名.....			
代表者氏名.....			
担当者氏名.....			
連絡先.....			
いみず市民交流プラザの使用について、下記のとおり許可の内容について変更の許可を受けたいので、いみず市民交流プラザ条例施行規則第4条第1項の規定により申請します。			
変更申請内容	使用期間	年 月 日（ ） ： ～ ：	
	使用施設	☐ ふれあいホール1 ☐ ふれあいホール2 ☐ 研修室 ☐ キッチンスタジオ ☐ ミーティングルーム ☐ 和室1 ☐ 和室2 ☐ 会議室1A ☐ 会議室1B ☐ 会議室2A ☐ 会議室2B ☐ 別館ホール ☐ 別館和室1 ☐ 別館和室2	
	使用目的		
	使用予定人数		営利目的 ☐ 有 ☐ 無
特記事項			

使用料の減免を受けたいので、いみず市民交流プラザ条例施行規則第5条第3項の規定により申請します。	
減免申請の理由	☐ 市又は市の機関が主催する事業に使用するため。 ☐ 市又は市の機関が共催する事業に使用するため。 ☐ 構成員の半数以上が市内に住所を有する身体障害者手帳等の交付を受けた者で構成する団体であって、当該団体が団体利用するため。 ☐ 構成員の半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者で構成する団体であって、当該団体が団体利用するため。 ☐ その他（ ）

使用料	時間× 円／時間＝ 円
-----	-------------------------------

様式第 4 号（第 6 条関係）

いみず市民交流プラザ使用料還付申請書	
射水市長 年 月 日	
申請者 住所又は所在地	
氏名又は団体名	
代表者氏名	
担当者氏名	
連絡先	
年 月 日 第 号 で許可のあったいみず市民交流プラザ の使用料については、次の理由により使用できませんでしたので、前納した使用料の（全部・一部）を還付されるよう申請します。	
使用できなかった理由	
使用許可期間	年 月 日 （ ） ： ～ ：
使用許可施設	☐ふれあいホール 1 ☐ふれあいホール 2 ☐研修室 ☐キッチンスタジオ ☐ミーティングルーム ☐和室 1 ☐和室 2 ☐会議室 1 A ☐会議室 1 B ☐会議室 2 A ☐会議室 2 B ☐別館ホール ☐別館和室 1 ☐別館和室 2
既納の使用料	還付申請額 円
振込先口座	金融機関名（ ） 支店名（ ） 預金種別（普通・当座） 口座番号（ ） 口座名義（ ）
添付書類	使用許可書
（記入上の留意事項） 使用料の還付の基準は、次のとおりです。 1 使用者の責めに帰することができない事由により使用することができなかった場合においては、使用料の全額 2 使用者が、使用日の 3 日前までに、当該使用許可の変更又は取消しを申請した場合において、市長が相当の事由があるとがあると認めた場合においては、使用料の 8 0 パーセントに相当する額	

様式第 5 号（第 6 条関係）

いみず市民交流プラザ使用料還付決定通知書	
年 月 日	
申請者 住所又は所在地.....	
氏名又は団体名.....	
代表者氏名.....	
担当者氏名.....	
連絡先.....	
年 月 日付けで申請のあったいみず市民交流プラザの使用料の還付については、いみず市民交流プラザ条例施行規則第 6 条第 4 項の規定により、前納した使用料の（全部・一部）を還付することを通知します。	
射水市長 印	
使用できなかった理由	
使用許可期間	年 月 日（ ） ： ～ ：
使用許可施設	☐ ふれあいホール 1 ☐ ふれあいホール 2 ☐ 研修室 ☐ キッチンスタジオ ☐ ミーティングルーム ☐ 和室 1 ☐ 和室 2 ☐ 会議室 1 A ☐ 会議室 1 B ☐ 会議室 2 A ☐ 会議室 2 B ☐ 別館ホール ☐ 別館和室 1 ☐ 別館和室 2
既納の使用料 円	還付決定額 円
振込先口座	金融機関名（ ） 支店名（ ） 預金種別（普通・当座） 口座番号（ ） 口座名義（ ）
備考	

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第6条関係)